

質問書に対する回答

(南部圏域におけるさいたま市発達障害者地域支援マネジャーの配置による地域支援体制の強化事業委託業務)

提出されました質問書について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	<p>① 6 活動の範囲</p> <p>南区、緑区を含む南部圏域（中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）（以下：担当圏域）の中から、マネジャーが主に活動する区（以下：担当区）を指定する。マネジャーは、担当区を中心に担当圏域内で業務を行う。</p> <p>質問：上記の文言を読み取ると、担当区1区を中心とするが、必要であればその他の担当圏域（4区）にも業務を行なうということが良いか。また、その他の担当圏域への業務量は、担当区に対してどの程度の割合を想定すべきか。</p>	<p>発達障害者地域支援マネジャー（以下：回答内ではマネジャーと省略）は、基本的に担当区での業務を優先して行い、圏域内での活動もできる限り行っていただきます。</p> <p>また、業務の割合ですが、各地域のニーズによるところが大きいため、明示はできませんが、担当区を優先させたい一方で、他の区のニーズ、状況を見ながら業務を可能な限り行っていただくことを想定しています。</p>